第２　請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項
公安調査庁長官の観察に付する処分の期間の更新
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「法」という。）第５条第４項
第３　更新の理由となる事実
１　被請求団体の現況
⑴　組織概況
被請求団体（以下「本団体」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、麻原が主宰し、麻原及び同教義に従う者によって構成される団体である。その構成員は、現在、日本国内に約1,650名（出家した構成員約300名、在家の構成員約1,350名）及びロシア連邦内に約460名おり、日本国内の15都道府県に計34施設、ロシア連邦に数施設を確保している。
⑵　活動概況
本団体においては、麻原の意思の捉え方や目的実現のための活動方針の違いから、「Aleph」の名称を用いる集団（以下「『Aleph』」という。）と「ひかりの輪」の名称を用いる集団（以下「『ひかりの輪』」という。）が中心的に活動し、「Aleph」は、従来の活動形態を維持しつつ、麻原の意思を実現することが重要であり、それが麻原に対する真の帰依であるとして、麻原を前面に出し、麻原に対する絶対的帰依を明示的に強調する活動を、「ひかりの輪」は、従来の活動形態を変更してでも麻原の意思を実現することこそが麻原に対する真の帰依であるとの信念に基づき、真実は、麻原に絶対的に帰依し、その教義を広め、麻原の意思を実現することを目的としながら、外形上、麻原の影響力を払拭したかのように装う、いわゆる「麻原隠し」（以下「『麻原隠し』」という。）の活動を、それぞれ展開していた。こうした中、「Aleph」においては、平成25年末頃、麻原の妻・松本明香里及び正悟師・二ノ宮耕一らが、麻原の二男を「Aleph」へ復帰させようとしていたのに対し、麻原の三女・松本麗華らが、これに反対するよう「Aleph」の幹部構成員らに働き掛けたことにより、「Aleph」内に意見対立が生じ、平成27年１月、「Aleph」の幹部構成員であった山田美砂子を中心とする集団（以下「『山田らの集団』」という。）が、かかる意見対立の結果、「Aleph」とは一定の距離を置いて活動を開始した。
ア　「Aleph」は、麻原に対する絶対的帰依を明示的に強調する活動方針を鮮明にし、麻原の肖像写真を祭壇等に掲出し、麻原及び麻原の説く教義を広め、その教義への帰依の強化を図るため、管理下の施設に数日間泊まり込んでその教義に従った修行を行う「集中セミナー」を開催したり、構成員に麻原の延命を祈願するよう指導したり、新規の構成員獲得の活動を活発に展開したりするなどしている。また、前記「集中セミナー」の開催等により多額の資金を獲得するとともに、大規模施設を確保するなど、その勢力の拡大を図っている。さらに、公安調査官による立入検査に際し、非協力姿勢を徹底している上、出家した構成員が、検査対象物が入った荷物を施設外に持ち出したり、在家の構成員に検査対象物を隠匿して施設外に持ち出させようとするなどの検査忌避行為を相次いで行い、合計７名が当該立入検査の対象となった施設を管轄する警察に逮捕され、このうち、出家した構成員１名が罰金刑の判決を受けるに至っている。
イ　「山田らの集団」は、「Aleph」内の意見対立の結果派生した集団であるところ、「Aleph」と同様に、麻原に対する絶対的帰依を明示的に強調する活動方針を鮮明にし、麻原の肖像写真を祭壇付近に掲出し、麻原及び麻原の説く教義への帰依の強化を図るため、管理下の施設に数日間泊まり込んでその教義に従った修行を行うセミナーを開催したり、麻原の説く教義を広めるために新規の構成員を獲得する意思を示している。
ウ　「ひかりの輪」は、もともと麻原が、麻原の影響力を払拭したかのような外形の「別団体」を装い、オウム真理教を維持・発展させるよう求めていたことに基づき、「タントラ・ヴァジラヤーナ」の実践として麻原の影響力を払拭したかのような外形を装う集団として設立されたものである。これまでも、公安調査庁や公安審査委員会の指摘を受けて、麻原を示す大黒天や「三仏」の取扱いを二転三転させたり、専ら宗教的活動を行っているにもかかわらず自らを宗教組織ではなく思想哲学教室である旨説明するなど、麻原の影響力を払拭したかのように装う活動を展開してきたところ、平成27年１月23日付けの本件観察処分決定に係る処分の期間を更新する決定（以下「第５回期間更新決定」という。）後においても、同様の活動を行っている。すなわち、オウム真理教の位階制度を前提とした活動形態を維持している上、外形的には一般の神仏を崇拝するような形をとるものの、それらはいずれも麻原の代替物と位置付けられる神仏であり、それらの神仏を通じて麻原に対する個人崇拝を維持し、また、その教義や修行体系等についても、様々な外形的変更を加えつつも、依然として、麻原の説く教義や修行体系等の根本的な部分を変更・除去することなく維持しているなど、今なお、真実は、麻原に絶対的に帰依し、その教義を広め、麻原の意思を実現することを目的としている。
エ　以上のとおり、本団体は、「Aleph」、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」をその重要な一部として、オウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的として活動している。
⑶　前記各集団が本団体の重要な一部を構成していること
ア　前記⑵で述べた経緯から、「Aleph」、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」は、外見上、日常的な活動こそそれぞれ別個に行っているものの、いずれも本団体の重要な一部を構成するものであって、法の趣旨からして、これらの集団を擁する本団体が観察処分の対象となると考えるべきである。以下、その理由を述べる。
イ　法は、観察処分の対象となる団体について、「特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体」（法第４条第２項）である旨規定するところ、当該団体の意義については、過去に無差別大量殺人行為を行った団体が再度同様の殺人行為に及ぶのを可及的に阻止するためにこれを観察に付そうとした法の趣旨に照らして解釈されなければならない。すなわち、過去に無差別大量殺人行為を行った団体は、その構成員において共同目的を保持しつつもその達成方法などをめぐって対立して分派・分裂したり、観察処分を免れるべく別の集団に仮装することなどが容易に予想され、かつ、かかる動的な内部の状況を把握することは困難であるのが通常である。法はかかる状況を踏まえつつ、これを観察に付すことで再度同様の殺人行為に及ぶのを阻止しようとしていることに照らすと、当該団体において分派等が生じた場合であっても、各集団の構成員において当該団体と共同の目的を有し、これらの構成員が互いにその目的に沿った行動を取り得る程度の関係があれば、なお、動的な存在である当該団体に包摂されるものといわなければならない。
ウ　本観察処分における被処分団体を「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」と構成したのは、かような法の趣旨に沿うものである。そして、「Aleph」、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」が分派した経緯は前記⑵で述べたとおりであり、いずれの集団も「オウム真理教の教義を広め、これを実現する」という本団体の共同目的を保持し続けているのであるから、これを達成するために各集団の枠を超えて構成員同士が互いにこれに沿った行動を取り得る相互関係は維持されているというべきであり、「Aleph」、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」は、いずれも本団体の重要な一部を構成しているといえる。
２　法第５条第１項各号該当性
本団体は、次のとおり、法第５条第１項各号に掲げる事項のいずれにも該当する。
⑴　第５条第１項第１号該当性
本団体は、第５回期間更新決定後も、無差別大量殺人行為である「松本サリン事件」及び「地下鉄サリン事件」（以下「両サリン事件」という。）の首謀者であった麻原を「オウム真理教」の主神であるシヴァ神の化身、かつ、教祖に位置付け、絶対的帰依の対象とするなど、組織の頂点に位置付けており、本団体の構成員は、いずれも、麻原及び麻原の説く教義への絶対的帰依を培いつつ、本団体の最終目的である、麻原が説くところの「衆生救済」の実現に向けた活動を行っている。